

岩手県告示第 166 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成 19 年 3 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1（1） 都市計画の種類 都市計画施設（下水道）

（2） 都市計画を変更した土地の区域 盛岡市玉山区好摩野中、字中塚、字夏間木、字上山及び字芋田向並びに芋田字上芋田、字下芋田、字芋田、字昼久保、字上武道、字下武道及び字武道並びに洸民字鶴塚、字鶴飼、字泉田、字洸民、字駅、字小前田、字愛宕、字大森、字大前田、字狐沢及び字岩鼻並びに下田字船綱、字牡丹野及び字陣場の各地内（別紙図面のとおりに。）

（3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部下水環境課及び盛岡地方振興局土木部並びに盛岡市役所

2（1） 都市計画の種類 都市計画施設（下水道）

（2） 都市計画を変更した土地の区域 花巻市石鳥谷町上ロ一丁目、二丁目及び三丁目並びに好地第 2 地割、第 3 地割、第 4 地割、第 5 地割、第 6 地割、第 7 地割、第 8 地割、第 9 地割、第 11 地割、第 14 地割、第 16 地割及び第 17 地割並びに北寺林第 11 地割並びに八幡第 2 地割、第 3 地割、第 4 地割及び第 5 地割並びに中寺林第 5 地割、第 6 地割及び第 7 地割並びに小森林第 4 地割及び第 5 地割並びに南寺林第 5 地割の各地内（別紙図面のとおりに。）

（3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部下水環境課及び県南広域振興局花巻総合支局土木部並びに花巻市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。